

伊 勢 市 公 報

第 327 号
令和元年 6 月 20 日
木 曜 日

目 次

	頁
告 示	
○ 令和元年度国民健康保険料率について	2
○ 令和元年度補正予算の要領について	6
○ 市議会定例会の招集について	11
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係 ・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	12
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	13
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	14
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	15
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	16
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	17
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	18
○ 公示送達	19

伊勢市告示第18号

令和元年度分国民健康保険料について、伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）第14条第1項、第18条の5第1項及び第18条の14第1項の保険料率並びに第22条第1項各号、同条第3項及び同条第4項において準用する同条第1項各号に定める額を、次のとおり決定しましたので、同条例第14条第3項（第22条第2項において準用する場合を含む。）、第18条の5第3項（第22条第3項において準用する場合を含む。）及び第18条の14第3項（第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

令和元年6月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 国民健康保険条例第14条第1項の保険料率

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1) 所得割 | $\frac{6.65}{100}$ |
| (2) 被保険者均等割 | 23,200円 |
| (3) 世帯別平等割 | |
| 特定世帯以外の世帯 | 16,800円 |
| 特定世帯 | 8,400円 |
| 特定継続世帯 | 12,600円 |

2 国民健康保険条例第18条の5第1項の保険料率

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1) 所得割 | $\frac{2.85}{100}$ |
| (2) 被保険者均等割 | 9,600円 |
| (3) 世帯別平等割 | |

特定世帯以外の世帯	6,800円
特定世帯	3,400円
特定継続世帯	5,100円

3 国民健康保険条例第18条の14第1項の保険料率

(1) 所得割	$\frac{2.45}{100}$
(2) 被保険者均等割	10,000円
(3) 世帯別平等割	5,100円

4 国民健康保険条例第22条第1項第1号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	16,240円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	11,760円
特定世帯	5,880円
特定継続世帯	8,820円

5 国民健康保険条例第22条第1項第2号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	11,600円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	8,400円
特定世帯	4,200円
特定継続世帯	6,300円

6 国民健康保険条例第22条第1項第3号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	4,640円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	3,360円
特定世帯	1,680円

特定継続世帯 2,520円

7 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第1号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 6,720円

イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額
特定世帯以外の世帯 4,760円
特定世帯 2,380円
特定継続世帯 3,570円

8 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第2号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 4,800円

イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額
特定世帯以外の世帯 3,400円
特定世帯 1,700円
特定継続世帯 2,550円

9 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第3号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 1,920円

イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額
特定世帯以外の世帯 1,360円
特定世帯 680円
特定継続世帯 1,020円

10 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第1号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 7,000円

- イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 3,570円
- 11 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第2号ア及びイの額
- ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 5,000円
- イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 2,550円
- 12 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第3号ア及びイの額
- ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 2,000円
- イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 1,020円

伊勢市告示第 19 号

令和元年 5 月 28 日開議の市議会臨時会で議決を経た令和元年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和元年 6 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和元年度 伊勢市一般会計補正予算（第2号）

令和元年度 伊勢市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、53,883千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、51,202,243千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		6,855,101	35,922	6,891,023
	1 国庫負担金	5,489,165	35,922	5,525,087
17 県支出金		3,361,390	17,961	3,379,351
	1 県負担金	2,174,363	17,961	2,192,324
歳入合計		51,148,360	53,883	51,202,243

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		19,494,275	71,844	19,566,119
	2 老人福祉費	4,189,521	71,844	4,261,365
15 予備費		48,000	△17,961	30,039
	1 予備費	48,000	△17,961	30,039
歳出合計		51,148,360	53,883	51,202,243

令和元年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和元年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額13,994,365千円は変更せず、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		2,826,151	△71,844	2,754,307
	1 介護保険料	2,826,151	△71,844	2,754,307
6 繰入金		2,366,426	71,844	2,438,270
	1 一般会計繰入金	2,079,976	71,844	2,151,820
歳入合計		13,994,365	0	13,994,365

伊勢市告示第 20 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

令和元年 6 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和元年 6 月 17 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和元年6月3日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

2,142人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

17,850人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

35,700人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 107,098人

伊勢市農業委員会告示第3号

伊勢市農業委員会第162回総会を次のとおり招集します。

令和元年6月7日

伊勢市農業委員会
会長 早川 繁一

- 1 招集の日時 令和元年6月14日（金）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市役所 御園総合支所 2-4会議室
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第5号 非農地証明願について
 - 議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)

伊勢市上下水道事業告示第3号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和元年6月12日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
379	有限会社 竹田工業 所	鳥羽市大明西町 24 番 14 号	令和元年5月31日

伊勢市公告第 8 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和元年 6 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第9号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成26年伊勢市条例第38号）第9条第1項の規定により、城田地区まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第2項の規定により公告します。

令和元年6月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 山 口 和 男

変更後 丸 井 豊

伊勢市公告第 10 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、御菌まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和元年 6 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 中 西 武 男

変更後 奥 田 孝

伊勢市公告第 11 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、宮山まちづくりの会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和元年 6 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 野 崎 芳 郎

変更後 角 前 明

伊勢市公告第 12 号

公 示 送 達

下記の者の差押解除通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますので、来庁のうえ、受領してください。

令和元年 6 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略